

上中ひふみ会館使用規則

平成 10 年 4 月

広島市安佐北区可部

上中ひふみ会館使用規則

(使用申込み)

- 第1条 会館の使用申込者は、使用1ヶ月前から総務委員に会館使用料を添えて申込みをする。但し、葬儀等緊急の場合はこの限りではない。
2. 葬儀等緊急の場合に会館を使用する際の申込書及び使用料は、事後処理でも良いこととする。但し、事前に最寄りの委員長又は副委員長(各町内会長)を通じ、総務委員に使用許可願いの連絡をしておくこととする。
 3. 会館使用申込みは、「上中ひふみ会館使用申込書」にて行う。但し、緊急の場合は、電話による確認も可とするが、使用許可の原則は、申込書の受付順となるので、速やかに申込書の提出を行うこととする。
 4. 会館の使用を中止する場合は、速やかに総務委員へ申し出をすることとする。この場合、納付済みの使用料は、原則として返還しないこととする。
 5. 各町内会、長寿会、子供会及び女性会等の会議などは、1年間分の予約を行うことが出来るものとする。但し、正式申込みは、1ヶ月分を1ヶ月前より受け付けるものとする。
 6. 会館使用申込みの受付は、原則として、月曜日から金曜日までの午前8:00～午後5:00までの間とする。

(使用許可)

- 第2条 会館の使用許可は、総務委員が行う。万一特殊な使用申込み等使用許可の判断が出来ない場合は、委員長又は副委員長と協議して決めるものとする。
2. 会館の鍵は、委員長、副委員長及び総務委員が所持保管し、鍵の借用は、使用料納付の領収書を最寄りの委員長又は副委員長に提示の上借用し、使用後は、速やかに返却するものとする。
 3. 葬儀等緊急の鍵の借用は、第1条2項の要領に従って許可願いを行った後、最寄りの委員長又は副委員長より借用し、使用後は、速やかに返却するものとする。

4. 会館の鍵の貸し出しは、原則として使用当日とするが、準備等の都合で前日に貸し出ししても良いこととする。

5. 会館の鍵の返却は、後片付けの都合で翌日に返却しても良いこととする。

(使用の取り消し)

第3条 会館使用許可後であっても、地域住民の葬儀と通夜等緊急且つ、重大な行事並びに災害等が発生した場合は、その使用許可を取り消すことが出来る。この場合、既に納付済みの使用料は、返却するものとする。

(会館使用者の遵守事項)

第4条 会館使用申込者は、会館使用時に「会館使用規則」の遵守を、励行することとする。

2. 使用時間は、原則として午前8時から午後10時までとする。但し、通夜等の緊急且つ、重大な行事並びに災害等が発生した場合は、この限りではない。

3. 会館の鍵の合い鍵は、作製してはならない。但し、合い鍵の必要が生じた場合は、委員長のみが作製出来るものとする。

(使用の拒否)

第5条 次の各号に該当する場合は、使用を拒否することが出来る。

- 1) 地域住民の福祉、その他公益を害する恐れがあると認めたとき。
- 2) 建物、付設物、備品等を毀損する恐れがあると認めたとき。
- 3) 行事、会合の内容に、騒擾の恐れがあると認めたとき。
- 4) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品等の携帯、若しくは搬入したとき。
- 5) その他、この会館の使用に不相当と認めたとき。

(使用後の留意事項)

第6条 会館の使用後は、清掃の上整理整頓をし、使用器具・備品等は、所定の場所に収めるものとする。尚、使用責任者は、使用した備品等を確認し、備え付けの用紙に記録し、押印サインした後所定の場所に収めることとする。

2. 火気については、特に留意し、火災予防には責任をもって対処しなければならない。

... (faded text) ...

... (faded text) ...

... (faded text) ...

... (faded text) ...

... (faded text) ...

... (faded text) ...

... (faded text) ...

... (faded text) ...

... (faded text) ...

3. 使用責任者は、備え付けのチェック・シートに基づき、電源・火の元・水道の栓及び各部の施錠の確認を確実に実施し、押印又はサインした後所定の場所に収めることとする。
4. 会館使用時に持ち込んだ物品・器具等及び使用によって発生したゴミは必ず持ち帰ることとする。
5. 会館の使用前、使用後の鍵の受け渡しは、使用責任者が、責任をもって確実にを行うこととする。
6. 会館を使用中に故意又は過失により、施設等を破損した場合は、その旨を総務委員に報告し、その損害を賠償しなければならない。備品等の紛失、破損についても同じとする。

(使用料金)

第7条会館使用料は、別表の通りとする。但し、特別に考慮の必要がある場合は、委員会に諮るものとする。

(報酬)

第8条総務委員と会計委員に対しては、年間報酬を支払うものとする。年間報酬金額は、委員長が別に定めるものとする。

附則 この規定は、平成10年4月1日から施行する。

会館使用料金表

【 計算方法は 基本料金＋光熱費】

基本料金

使用区分	基本料金	1階	2階	備考7
会議	何回使用しても	無料	無料	町内会各役員会 運営協力委員会
	毎回	1,000円	1,000円	会員外
親睦会・懇親会 飲食を伴う場合	毎回	1,000円	1,000円	会員
		2,000円	2,000円	会員外
冠婚葬祭で祭壇 を置く場合	葬儀と通夜で2日でも1回、但し光熱費は総計とする	500円		会員
		1,000円		会員外
冠婚葬祭で祭壇 を置かない場合	1回のみ	500円		会員
		1,000円		会員外
商業目的 展示販売会	毎回	5,000円	5,000円	会員
		10,000円	10,000円	会員外
小集団活動・塾 同好会・教室	毎回	500円	500円	会員
		1,000円	1,000円	会員外
会館清掃・公園 清掃休暇・ボラン ティア活動	何回使用しても	無料	無料	会員

光熱費

使用区分	時間単位	1階	2階	備考
光熱費 冷暖房費 上下水道費	1時間当り	300円	300円	会員 会員外
		無料	無料	町内会各役員会議 運営協力委員会 会員ボランティア

* 会員外利用者中会員内の利用者が含まれた場合は、会員内扱いとする。

規則来歴7項参照

* 使用時間は、冠婚葬祭以外は午前8時から午後10時までとする。

* 使用受付日は、毎週月曜日から金曜日 受付時間は、午前8時から午後5時まで 【厳守】

* 料金表の施行日は、令和6年5月11日から施行する。

* 運営期間は、平成17年8月1日から平成19年5月30日までとする。

規則来歴4項参照

規則来歴

1. 平成 11 年 5 月 30 日付管理・運営委員会にて、第 7 条の会館使用料金を改定する。

① 小集団活動：無料を 500 円に。

② 冷・暖房・水道・光熱費：200 円/時を 300 円/時に。

2. 平成 15 年 5 月 11 日定例会にて、第 8 条報酬については、総務委員・会計委員に下記通りの年間報酬額を支払う。

年間報酬額 総務委員 30,000 円

会計委員 15,000 円

委員長 10,000 円----規則来歴 6 項参照

3. 令和 6 年 5 月 11 日定例会にて、冠婚葬祭料金を小集団と同一に改定する。

4. 令和 6 年 5 月 11 日定例会にて、本項を抹消とし、支障を生じるまで本表通り遂行する。

~~平成 17 年 5 月 14 日定例会にて、第 7 条会館使用料金を期限付きで平成 17 年 8 月 1 日から平成 19 年 5 月 30 日までとする。~~

5. 令和 6 年 5 月 11 日定例会にて、会員内外共に 500 円を、会員内 500 円、会員外 1,000 円に改定する。

6. 令和 6 年 5 月 11 日定例会にて、規則来歴 2 項の第 8 条報酬について、委員長に年間報酬額 10,000 円を支払う。

7. 令和 6 年 5 月 11 日定例会にて、利用者中会員外の利用者が 1 人でも含まれた場合は、会員外扱いとする規定を、利用者中会員外に、会員内の利用者が含まれた場合は、会員内扱いに改定する。

御家御覽

金持取掛取立の事、案、ア、金持取掛取立、御覽付日、08月5日、甲子年、1

、御覽付日

、08月06日、御覽付日、御覽付日、08月06日、甲子年、1

、御覽付日、08月06日、御覽付日、御覽付日、08月06日、甲子年、1

御家、御覽付日、08月06日、御覽付日、御覽付日、08月06日、甲子年、1

、御覽付日、08月06日、御覽付日、御覽付日、08月06日、甲子年、1

、御覽付日、08月06日、御覽付日、御覽付日、08月06日、甲子年、1

、御覽付日、08月06日、御覽付日、御覽付日、08月06日、甲子年、1

、御覽付日、08月06日、御覽付日、御覽付日、08月06日、甲子年、1

御家、御覽付日、08月06日、御覽付日、御覽付日、08月06日、甲子年、1

、御覽付日、08月06日、御覽付日、御覽付日、08月06日、甲子年、1

、御覽付日、08月06日、御覽付日、御覽付日、08月06日、甲子年、1

、御覽付日、08月06日、御覽付日、御覽付日、08月06日、甲子年、1

、御覽付日、08月06日、御覽付日、御覽付日、08月06日、甲子年、1

御家、御覽付日、08月06日、御覽付日、御覽付日、08月06日、甲子年、1

、御覽付日、08月06日、御覽付日、御覽付日、08月06日、甲子年、1

御家、御覽付日、08月06日、御覽付日、御覽付日、08月06日、甲子年、1

、御覽付日、08月06日、御覽付日、御覽付日、08月06日、甲子年、1

御家、御覽付日、08月06日、御覽付日、御覽付日、08月06日、甲子年、1

、御覽付日、08月06日、御覽付日、御覽付日、08月06日、甲子年、1

、御覽付日、08月06日、御覽付日、御覽付日、08月06日、甲子年、1